

鹿児島県知事

伊藤 祐一郎 殿

要 望 書

中小企業の振興に関するかごしま県民条例
の制定に伴う要望について

鹿児島県議会

中小企業の振興に関するかごしま県民条例 の制定に伴う要望について

中小企業については、現在、県内企業のうち企業数で99.9パーセント、従業員数の約90パーセントを占め、県民の生活を支える重要な存在です。

しかしながら、中小企業において、近時、厳しい経営環境が続いていることから、県議会では、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等及び金融機関が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域づくりにつなげていくため、中小企業の振興に関するかごしま県民条例を制定しました。

今後、条例に基づく施策の推進に当たっては、本条例の制定に当たり開催した県内の中小企業関係団体等との意見交換会及び中小企業振興条例案作成委員会の協議経過を踏まえ、次の事項について適切に措置されるよう要望します。

平成24年10月3日

鹿児島県議会議長
金子 万寿夫

- 1 基本方針中の(12)「安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備」については、雇用環境に限定せず、男女共同参画の視点に立った環境づくり、保育サービスの充実など雇用に関係ある施策についても年度推進計画に盛り込むこと。
- 2 年度推進計画には、目標設定の可能なものについては掲載すること。
毎年度、年度推進計画を策定したときは議会に報告するとともに、県民に公表すること。
また、年度推進計画に定めた施策の実施状況についても、同様とすること。
- 3 中小企業者等からの施策への意見反映については、地域振興局等单位で協議の場を設けるなど、幅広く意見を聴く機会を設けるようにすること。
なお、来年度の年度推進計画策定に当たっては、今年度中に、中小企業者等との意見交換の機会を持ち、その意見を施策へ反映するよう努めること。
- 4 中小企業の振興に関する施策を中小企業者、中小企業関係団体等に周知させるために必要な措置を講ずること。
- 5 本条例の制定に当たり開催した県内の中小企業関係団体等との意見交換会において、次のような貴重な意見が示めされたことから、今後の施策の実施の際に考慮すること。
 - (1) 異業種参入、交流に関する情報提供や支援を図ること。
 - (2) 資金供給の円滑化について
 - ア 中小企業の経営の向上を図り、利便性を高めるため、補助金及び融資申請手続の簡素化を図ること。
 - イ 金融機関との連携を強化し、融資制度の充実を図るなど中小企業への資金供給の円滑化を図ること。
 - (3) 人材の確保・地元への定着について
 - ア 県内企業の求人時期の適正化による人材の地元への確保を図ること。
 - イ 児童・生徒が地域で職場体験する機会の充実を図ること。

- (4) 大学、工業技術センター等研究機関について
 - ア 中小企業者等に技術的アドバイスができる人材の育成及び研究内容の周知を図ること。
 - イ 研究設備の充実を図ること。

- (5) 行政の支援について
 - ア 地域振興局等の相談窓口の充実を図ること。
 - イ 6次産業化への商品開発に対する支援及び助成を図ること。
 - ウ 離島の輸送コストに対する支援制度の充実を図ること。

- (6) 地元企業への支援について
 - ア 特色ある事業活動等に取り組む中小企業への表彰制度や助成制度の充実を図ること。
 - イ 伝統的工芸品など地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動への助成など支援及び助成を図ること。
 - ウ 地元産品の利活用の促進を図る等地元企業の受注機会の増大に配慮すること。

- (7) 県外（海外）への進出について
 - ア 海外を含む県外への事業展開を図る際の支援の充実を図ること。
 - イ 次世代を担うグローバル経営感覚を持った経営者の育成を図ること。

- (8) PR、情報発信について
 - ア 各種コンクールの開催などによるPR活動への支援を図ること。
 - イ さまざまな情報を定期的にメール等で情報発信する仕組みを創設すること。

- (9) 大規模小売店舗の設置の届出があった場合には、周辺商店街の活性化のための支援の充実を図ること。

- (10) 商工団体等中小企業者の組織化促進のため、その運営について配慮すること。